船橋市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用(以下「費用」という。)を助成することにより、補聴器の利用を通じて、聴力低下により閉じこもりにならないよう高齢者の外出及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 費用の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されており、在宅である65歳以上の者であること。
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
 - (3) 医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されていること。
 - (4) 属する世帯の生計を主として維持している者(以下「生計中心者」という。)の 前年分の市県民税所得割(前年分の市県民税所得割が確定していない場合にあっ ては、前々年分の市県民税所得割)が非課税であること。

(助成の制限)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。
 - (1) 対象者が既にこの要綱による助成を受けているとき。
 - (2) 対象者が本市の住民基本台帳に記録される前に、費用の助成対象となる補聴器を購入したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは費用を助成する ことができる。

(助成の額等)

- 第4条 助成の額は、費用の額と30,000円とのいずれか低い金額とする。 (助成の申請)
- 第5条 助成を受けようとする者は、船橋市高齢者補聴器購入費用助成申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 第2条第3号の要件を証する証明書(第2号様式)。
 - (2) 費用を支払ったことを証しており、購入日、購入額及び購入品目が記載されて

いる書類。

- (3) 生計中心者の前年分の市県民税所得割(前年分の市県民税所得割が確定していない場合にあっては、前々年分の市県民税所得割)が非課税であることが確認できる書類。
- (4) その他市長が必要と認める書類。
- 2 申請できる補聴器の台数は1台とする。
- 3 第1項の規定による申請は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に しなければならない。

(助成可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し助成の可否及び助成の額を決定し、その旨を船橋市高齢者補聴器購入費用助成可否決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(変更の届出等)

- 第7条 前条の規定による助成する旨の決定の通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、申請事項に変更が生じたときは船橋市高齢者補聴器購入費用助成申請事項変更届(第4号様式)に変更が確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、助成の内容を変更し、又は助成しないときは、その旨を船橋市高齢者補聴器購入費用助成変更決定通知書 (第5号様式)により、当該届出をした者に通知する。

(助成の請求)

第8条 助成決定者は、第6条に規定する通知を受けたときは、船橋市高齢者補聴器 購入費用助成請求書(第6号様式)により、市長に請求しなければならない。

(助成決定の取消し等)

第9条 偽りその他不正の手段により費用を助成する旨の決定を受け、又は費用の助成を受けた者があるときは、市長は、助成の決定を取消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、船橋市老人日常生活用具貸与等に関する規則(昭和53年規則第33号)により補聴器の給付を受けた者については、第3条第1項第1号に該当しているものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に購入した補聴器については、助成の対象としない。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 (経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び 難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国 管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条 の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に 規定する外国人登録原票に登録をされていた者であって施行日から改正後の第6 条の規定による助成の可否の決定を受けるまでの間において住民基本台帳に記録 されているものについては、当該登録をされていた期間を住民基本台帳に記録され ていた期間とみなして、改正後の第3条第1項第2号の規定を適用する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

船橋市高齢者補聴器購入費用助成申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

電話番号

高齢者補聴器購入費用の助成を受けたいので、船橋市高齢者補聴器購入費用 助成事業実施要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

高齢者	住所						
	ふりがな						
	氏名	_			_		
	生年月日	明・大・昭	7	年	月	日	
	電話番号		()			
	の購入に要し					円	
た費用の							
	購入費助成申					円	
請額							
購入機種							
			[箱型	・耳掛式・耳グ	穴式・その他	. ()]
	害者手帳の有	無	ŧ .	有(級))	
無 (聴覚障害のみ)		<i>,</i> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	`	11 (102)	,	
私は、市がこの助成の要件を確認するために、私及び家族の課税状況を調査す							
ること、住民基本台帳を調査すること並びに身体障害者手帳の交付の有無を確認							
することに同意します。							
高齢者氏名							

証 明 書

住	所										
氏	名										
生年	月日	明治	大正	昭和		年		月	F	3	
	上記の者は、聴力低下のため日常生活を営むのに支障があり補聴器の使用が必要であることを認める。										
			年	月	E	1					
				所在地	也						
				<u>医療</u>	幾関名	, 1					
				<u>医師</u> 」	<u> </u>					(卸

船橋市高齢者補聴器購入費用助成可否決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のあった船橋市高齢者補聴器購入費用の助成について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成する。

助成決定額 円

2 助成しない。

理由

船橋市高齢者補聴器購入費用助成申請事項変更届

年	月	日
∕ ₩	н	-
	Н	- 11

船橋市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

申請事項に変更が生じたので、必要書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日

年 月 日

2 変更の内容

変更事項	
変更後の状況	

船橋市高齢者補聴器購入費用助成変更決定通知書

第号年月

様

印

年 月 日付で届出のあった船橋市高齢者補聴器購入費用の助成の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成の内容を変更する。

変更事項	
変更後の状況	

2 助成しない。

理由

船橋市高齢者補聴器購入費用助成請求書

船橋市長	あて			年	月	日
			住所			
		申請者	氏名			印
			電話番号			

高齢者補聴器購入費用の助成を受けたいので、船橋市高齢者補聴器購入費用 助成事業実施要綱8条の規定により下記のとおり請求します。

記

振込先	銀行				
	普通 • 当座	口座番号			
	ふりがな				
	口座名義人氏名				